

# 清涼飲料水の成分規格

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

第1食品 D各条 清涼飲料水

## (1)一般規格

検査項目	規格
混濁	混濁したものであってはならない
沈殿物	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない
スズ（金属製容器包装入りのもの）	150.0 ppm を超えるものであってはならない
大腸菌群	陰性でなければならない

## (2)-1 個別規格（ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの）

検査項目	規格
アンチモン	0.005mg/L 以下
カドミウム	0.003mg/L 以下
水銀	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
銅	1mg/L 以下
鉛	0.05mg/L 以下
バリウム	1mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
マンガン	0.4mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01mg/L 以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
フッ素	2mg/L 以下
ホウ素	5mg/L 以下
腸球菌※	陰性
緑膿菌※	陰性

※容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 未満であるもの。

## (2)-2 個別規格（ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの）

検査項目	規格
アンチモン	0.005mg/L 以下
カドミウム	0.003mg/L 以下
水銀	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
銅	1mg/L 以下
鉛	0.05mg/L 以下
バリウム	1mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
マンガン	0.4mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
亜塩素酸	0.6mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L 以下
クロロホルム	0.06mg/L 以下
残留塩素	3mg/L 以下
シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.04mg/L 以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	シス体とトランス体の 和として 0.04mg/L 以下
ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下
臭素酸	0.01mg/L 以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.004mg/L 以下
トルエン	0.4mg/L 以下
フッ素	2mg/L 以下
ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下
ブromホルム	0.09mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
ホウ素	5mg/L 以下
ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
有機物等（全有機炭素）	3mg/L 以下
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

## (2)-3 個別規格（ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水）

検査項目	規格
ヒ素	検出するものであってはならない
鉛	検出するものであってはならない
バツリン※	0.050 ppm を超えるものであってはならない

※りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするもの。